

資料編

1. 計画策定の経過

開催月日	内 容
令和3年3月29日	・第4期地域福祉計画策定に向けた地域福祉のアンケート案についての意見交換
令和3年5月14日 ～6月4日	地域福祉についてのアンケート調査を実施
令和3年9月28日	・第3期地域福祉計画の事業進捗状況について ・第4期地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果について ・第4期地域福祉計画の素案について
令和3年12月16日	・伯耆町地域福祉推進プラン（案）について
令和4年2月3日 ～2月14日	伯耆町地域福祉計画等推進委員会（書面開催） ・パブリックコメントの結果報告について ・伯耆町地域福祉推進プラン（最終案）について
令和4年3月末	計画策定完了、公表

2. 伯耆町地域福祉計画等推進委員会委員名簿

任期：令和2年12月24日から令和4年3月31日

	氏名	所属等
委員長	鞍掛 宣史	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会 ※令和3年7月29日まで
	井上 祥一郎	伯耆町民生児童委員連絡協議会 ※令和3年9月28日から（委員長就任までは副委員長）
副委員長	景山 良一	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会 ※令和3年9月28日から
委員	上田 均	伯耆町民生児童委員連絡協議会
委員	田中 徳恵	伯耆町老人クラブ連合会
委員	福井 博美	特定非営利活動法人伯耆みらい
委員	佐藤 励	医療法人萌生会
委員	長谷川 吉保	特定非営利活動法人メルヘン福祉会
委員	長田 直美	特定非営利活動法人ライフサポートともだち
委員	大森 紀子	伯耆町障害老人を支える家族の会
委員	富田 明宏	医療法人社団昌平会
委員	遠藤 茂雄	E歯科クリニック
委員	中田 瑞穂	伯耆町食生活改善推進協議会
委員	遠藤 富美子	伯耆町溝口赤十字奉仕団
委員	藪澤 里美	ボランティア代表

(敬称略)

3. 伯耆町地域福祉計画等推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する伯耆町地域福祉計画及び同計画を上位計画とする個別の計画（以下これらを「地域福祉計画等」という。）の策定及び推進に当たり、町民や学識経験者等の意見を反映させるため、伯耆町地域福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画等の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他総合的な地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉、高齢者、保健、子育て、教育又は防災に関する学識経験のある者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者をもって組織し、部会の名称は委員長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査及び検討した結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年11月5日から施行する。

(伯耆町地域福祉等推進協議会設置要綱の廃止)

2 伯耆町地域福祉等推進協議会設置要綱（平成20年伯耆町告示第12号）は、廃止する。

(伯耆町地域福祉計画等策定委員会設置要綱の廃止)

3 伯耆町地域福祉計画等策定委員会設置要綱（平成29年伯耆町告示第108号）は、廃止する。

4. 用語解説

【 ぁ行 】

○ アウトリーチ

アウトリーチ (Outreach) は、「外に手を伸ばす」ことを意味します。福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける過程」のことを言い、ひきこもり支援や、災害対策、虐待予防、自殺対策などでこの取り組みが見られます。

○ インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援 (フォーマルサービス) 以外の支援で、家族や地域住民、友人、ボランティアなどが行う非公式な援助のことです。

○ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイト (ホームページのサービスを提供しているシステムやサーバのこと) の会員制サービスのことです。利用者が情報発信できて、利用者同士でつながりを持つこともできます。代表的なものとして「LINE」「Facebook」「Instagram」などが挙げられます。

○ NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。株式会社などの営利企業とは違って、利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のことです。

【 ぁ行 】

○ 外出支援サービス

伯耆町が行う高齢者及び障がい者などで、一般の公共交通機関を利用することが困難な方に対する移送用車輦により利用者の居宅と医療機関との間の送迎を行うサービスです。

○ 共助交通 (地域共助型生活交通)

バスやタクシーといった公共交通機関によって住民の移動手段が確保されていない地域において、車や運転免許を持っていない高齢者らの交通手段を確保する対策の一つで、地域住民やNPO法人等の団体が、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して移動手段を確保する運送サービスです。

○ 権利擁護

知的障害、精神障害、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりすることで、成年後見はその一つになります。

- **広域災害支援ネットワーク**
大規模災害の発生を想定し、平時から、県、市町村、県社協、市町村社協、関係団体が連携して、要配慮者支援の取組みを補完し、災害対策の強化を図ることを目指した団体間のネットワークです。
- **心のバリアフリー**
政府の定義では「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」とされています。
- **子育て世代包括支援センター**
母子保健法に基づく市町村設置機関で、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整などを行います。伯耆町では健康対策課内に「伯耆町子育て世代包括支援センター」を設置しています。
- **コーディネート（コーディネーター）**
社会福祉の援助では他の職種の人との調整をすることです。調整役はコーディネーターといいます。

【 さ行 】

- **災害時要援護者台帳**
高齢者や障がい者の方など、災害のときに自力で避難することが難しく、周りからの支援を必要とする方を「災害時要援護者（要配慮者）」と言い、その方の同意をもとに情報登録して、あらかじめ地域の支援者、関係機関に情報提供し、災害時の支援に役立てる台帳です。
- **災害ボランティアセンター**
災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織です。運営は、被災した地域の社会福祉協議会やボランティア活動関係団体、行政が協働して担う例が多いです。常設組織の場合は、災害予防ボランティアの養成や住民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動も行います。
- **支え愛マップ**
災害時に誰かの助け、声掛けを必要とする人、声掛けができる人、避難先など一連の情報を盛り込んだ地図（マップ）で社会福祉協議会と自治会等が協力して作成します。
- **サロン活動**
地域の高齢者や住民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもりの防止、また仲間づくりや社会参加を目的として行われる活動です。
- **自主防災組織**
日頃から地域の住民が一緒になって防災活動に取り組む任意の防災組織です。
- **障害者手帳**
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称です。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なります。

- **情報発信ツール**
インターネットの普及や情報通信技術の発展により、今までの紙媒体のもの（広報誌、チラシなど）に加えて近年はホームページをはじめ、SNSなどを利用したインターネットの情報発信も加わり、住民との双方向発信が可能となっています。
- **消費者被害**
消費者の弱い立場につけ込んで消費者に不利な契約を結ばせることによって生じる被害の総称です。電話勧誘販売、家庭訪販、インターネット通販、かたり商法、無料商法など様々なものがあります。
- **消費生活相談**
悪質商法や架空請求、契約トラブル、多重債務など、消費生活に関する相談や苦情の問い合わせのことです。伯耆町では住民課で相談や苦情の受け付けを行い、助言やあっせんを行っています。
- **小地域福祉ネットワーク活動**
自治会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で援護が必要な方々の生活を見守り、支え合っていく隣人同士の助け合い活動です。
- **シルバー人材センター**
高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。伯耆町には「南部広域シルバー人材センター」が置かれています。
- **人権教育**
人権尊重のための知識、技術および態度を養うことを目的とする教育です。
- **スクールガードリーダー**
各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家（警察官OBや民間警備会社の社員など）で、地域学校安全指導員ともいいます。
- **生活困窮者自立相談支援事業**
生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の生活に関わる様々な困りごとの相談に応じています。伯耆町では相談窓口を伯耆町社会福祉協議会に委託して実施しています。
- **生活支援コーディネーター**
各地域内で高齢者の生活支援サービスおよび介護予防サービスを提供している専門職です。高齢者を支え、地域で元気に生活できるように、地域内にある住民組織や関係団体との調整役を果たします。
- **生活福祉資金**
生活福祉資金貸付制度に基づく貸付金です。低所得者、高齢者、障がい者などが、安定した生活を送れるよう、都道府県の社会福祉協議会が資金の貸付けと必要な相談や支援を行います。
- **精神疾患**
脳の働きの変化によって、気分の落ち込みや幻覚・妄想など心身に様々な影響が出る病気の総称です。統合失調症やうつ病、双極性障害（躁うつ病）などが挙げられます。

- **精神疾患を事由とする外来治療に係る公費負担制度**
自立支援医療（精神通院）制度といいます。障害者総合支援法に規定されており、精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合、医療費の9割を医療保険と公費で負担する制度です。
- **成年後見制度**
知的障害、精神障害、認知症など精神上の障害により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見制度には、後見、保佐、補助の3つの種類があります。
- **成年後見人**
成年後見制度に基づき、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人のために、不利益を被る恐れがある場合は契約等を取り消したり、本人に代わって必要な契約や財産管理をする人をいいます。
- **セーフティーネット**
セーフティネット（safety net）とは「落下防止の安全網」の意味で、そこから、失業や病気、高齢といったさまざまな要因による経済的な困窮などに備える国や公的機関の行う社会保障制度のことも指すようになりました。具体的には年金、雇用保険、ハローワークの存在、生活保護制度などが挙げられます。

【た行】

- **第1号被保険者**
介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。
- **男女共同参画**
「男女共同参画社会基本法」を基本法とする、日本の社会政策の一つです。男女が、社会の対等な構成員として、意欲に応じて、あらゆる分野で能力を発揮できる、男女共同参画社会づくりを目指します。
- **地域共生社会**
厚生労働省が掲げる構想で、社会や生活の変化をふまえて制度や分野を問わず、地域住民や関係団体などが主体となって、新たな地域のつながりをつくっていかうとするものです。この実現がこれからの地域福祉の基本理念とされています。
- **地域包括支援センター**
介護保険法で定められる機関です。地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。伯耆町では健康対策課生活相談室内に「南部箕蚊屋広域連合伯耆地域包括支援センター」が設置されています。

○ DV

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略称です。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにしたり、生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。

○ デマンドバス

路線バスのような既定の経路や時刻表がない予約型のバスです。伯耆町のデマンドバスは利用する方が事前に配車センターに電話をし、利用したいバスを予約する形式で運行されています。

【 な行 】

○ ニーズ

ニーズ（needs）とは「必要」「要求」などと訳されます。社会福祉の援助やケアマネジメントにおいては、それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になる課題のことを指します。

○ 認知症

特定の病名ではなく、何らかの病気や障害によって脳の働きが悪くなり、もの忘れや日常生活や仕事に支障をきたすようになった状態のことをいいます。アルツハイマー型認知症や血管性認知症など、いくつかの種類があります。

【 は行 】

○ 配食サービス

伯耆町社会福祉協議会が取り組む、独居高齢者等方向けの安否確認も兼ねた週2回の昼食弁当配達事業です。

○ パブリックコメント

行政機関の基本的な政策や制度を定める計画や政令、条例等を決める際に、その案について、広く住民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する行政機関の考え方とその検討結果を類型化して公表する一連の手続のことです。

○ バリア（バリアフリー）

バリア（barrier）は「障壁」や「妨げになるもの」などと訳されます。障がい者や高齢者等が日常生活や社会生活を営む上で妨げになるものとして、一般に「物理的なバリア」「制度的なバリア」「文化情報面のバリア」「意識上のバリア」の4つのバリアがあるといわれています。バリアフリー（barrier free）とは、障がい者や高齢者等が社会生活をしていく上でこれら障壁となるものがないこと、あるいは取り除くことを意味します。

○ 避難行動要支援者

高齢者や障がい者の方など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方を指します。これらの方について福祉関係者、近隣の方や自主防災組織などによる支援体制を確立し、その人の状態に対応したきめ細かな救援を行う必要があります。

- **避難所**
避難するための施設や場所のことです。改正災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所（指定緊急避難場所）と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所（指定避難所）に区別されました。同法に基づいて、各自治体で地域防災計画が立てられ、それに沿って設置されています。
- **福祉委員**
福祉委員は身近な地域での見守り・声かけを基本に、地域の福祉課題解決に向けた取り組みへの参画など地域福祉の推進役として活動します。概ね自治会単位で設置されており、社会福祉協議会から委嘱されます。
- **福祉教育**
「福祉」とは「自分のしあわせ」と「みんなのしあわせ」を共に考え、実現に向けて実践していくことで、福祉教育は普段の生活や学習の中で「福祉」を学ぶことです。この実践は、小・中学校や高校だけではなく、それぞれの地域住民に対して年齢を問わず行われています。
- **ふくしの集い**
地域での日常的な支え合いのきっかけづくりを目的としたイベントで、伯耆町社会福祉協議会が毎年開催しています。講習会、福祉施設作品の展示、炊き出しなどが行われます。
- **福祉ボランティアセンター**
伯耆町社会福祉協議会に設置されている機関で、福祉ボランティア活動についての相談・情報提供を行い、関係団体との連絡・調整を行います。また、活動の育成・啓発のため研修等も行います。
- **福祉有償運送事業**
NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいいます。
- **ふれあいサロン**
伯耆町社会福祉協議会が行う福祉委員活動の一つです。
※サロン活動も参照
- **ボランティア**
ボランティア（volunteer）は一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」といわれており、次の原則があります。①自発性（自由な意志で行なうこと）、②無償性（利益を求めないこと）、③社会性（公平に相手を尊重できること）、④創造性（必要に応じて工夫できること）

【ま行】

- **マネジメント**
マネジメント（management）は「経営管理」を意味します。福祉分野では「ケアマネジメント（福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ調整手法）」など派生した用語や考え方が定着しています。

○ **まめまめクラブ**

伯耆町が行う高齢者の健康維持・増進、介護予防、閉じこもり予防、地域住民の交流を目的に健康づくりのための運動教室です。

○ **民生委員・児童委員**

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行います。「児童委員」を兼ねていて、見守り、子育て等の心配ごとの相談・支援等も行います。また、一部の方は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。伯耆町には現在、40人（うち主任児童委員2人）の委員の方が各担当地域で活動されています。

○ **メンタルヘルス**

メンタルヘルス（mental health）は「こころの健康状態」を意味します。社会的にメンタルヘルス不調を防ぐ取り組みの重要性が増してきたことから、「よりよい心の状態作りを推進していこう」という積極的意味合いを帯びるようになりました。

○ **友愛訪問**

伯耆町社会福祉協議会が取り組む、独居高齢者の自宅をボランティア等が訪問し、困りごとの相談にのったり、話し相手になったりする事業です。

○ **ユニバーサルデザイン**

ユニバーサルデザイン（universal design 略称UD）は「すべての人のためのデザイン」という意味で、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能である設計のことであり、またそれを実現するための過程のことです。

○ **要介護（要支援）認定**

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、必要度合いに応じた介護（予防）サービスを受けることができます。この要介護状態もしくは要支援状態の程度について、全国的な基準に基づき、介護認定審査会による審査判定を経て、市町村が認定を行う仕組みです。なお、認定の区分は、要介護状態では要介護1～5までの5段階が、要支援状態では、要支援1、2の2段階が設定されています。

○ **要配慮者**

災害時要援護者台帳参照

【 ら行 】

○ **老人クラブ**

「老人福祉法」に老人福祉を増進するための事業を行う者と位置付けられた概ね60歳以上の方で構成される地域の自主的な高齢者活動グループです。現在伯耆町では老人クラブ連合会1団体と単位老人クラブ38団体が活動しています。